

(仮称)東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)

2. 保全推進地域・重点地区の施策→2. モノづくり推進地域・重点地区の施策

	特別委員会提示内容	修正後	特別委員会からの指摘事項	修正案の考え方	備考
保全推進地域の指定→モノづくり推進地域	第8条 市長は、 <u>準工業地域のうち工業系土地利用の比率が高い地域として保全推進地域に指定する地域を調査し、第24条に定める審議会の意見を聞いた上でこれを決定することができる。</u>	第8条 市長は、 <u>本市の工業集積を維持・継承するため、都市計画法に規定する工業地域及び都市計画法に規定する準工業地域のうち工業系土地利用の比率が高い地域を「モノづくり推進地域」と指定し、住工共生に資する施策を実施する。</u> 2 市長は、 <u>前項の工業系土地利用の比率が高い準工業地域を推進地域に指定するための調査をし、第24条に定める審議会の意見を聞いた上でこれを決定することができる。</u>	「保全」は歴史的建造物のイメージがあり、適切な表現にすべき	表現を「モノづくり推進地域」と改め、文面を一部修正したもの。	審議会設置条例を制定
重点地区	第9条 <u>保全推進地域の中でも、本市のモノづくり産業を牽引する相当程度の工業集積が見られ、地域の事業者と自治会等住民組織が共同で地域産業の維持・保全を前提としたまちづくりに係る地域のルール作りを行う協議会を設置したとの申し出があった地域について、必要と認めるときには市長はこれを重点地区として指定する。</u> 2 市長は、 <u>重点地区の協議会からの申し出によりコーディネータの派遣その他の支援を、期限を定め実施するものとする。</u>	第9条 <u>地域から住工共生まちづくり協議会を設置したとの申し出があり、必要と認めるときには市長はこれを重点地区として指定する。</u> 2 市長は、 <u>重点地区の住工共生まちづくり協議会からの申し出により所要の支援を、別に期限を定め実施するものとする。</u>	①協議会は別の項で立てたほうが良い ②まちづくり協議会は全国的にたくさんあり、「住工共生まちづくり協議会」というように限定したほうが良い	ご指摘を踏まえ修正。 なお、支援施策について一定の期限等を別途規則により設定することを想定している。	
重点地区の保全計画→重点地区の計画	第10条 <u>重点地区のまちづくり協議会より市長に対し、工業集積を維持保全する内容の計画提案書が提出された場合、市長はその計画を検討するための組織を設置し、速やかに調査・検討を行い、その結果により実現に向けた取り組みを行なうものとする。</u>	第10条 <u>重点地区の住工共生まちづくり協議会より市長に対し、工業集積を維持・継承・発展する内容の計画提案書が提出された場合、市長は必要な措置を講ずるものとする。</u>	「組織を設置する」とあるが、計画内容によって都市計画関係や建築基準関係とかにわかれるが、一つの組織で対応しているのか→法令ごとに所管する各部署で対応。	様々な内容の計画が想定されることから、「必要な措置を講ずる」とした。	「必要な措置」について、規則・要綱等で規定
住居系地域の工場移転支援	第11条 市長は、 <u>住居系用途地域内にあるモノづくり企業の内、近隣住民との間に紛争があり、同地域における公害関係法令の規制基準等を遵守できないなど、操業の継続が困難な事業者に対し、保全推進地域への移転について支援する制度を定め実施する。</u>	第11条 市長は、 <u>住居系用途地域内にあるモノづくり企業の内、近隣住民との間に紛争があり、同地域における公害関係法令の規制基準等を遵守できないなど、操業の継続が困難な事業者に対し、モノづくり推進地域への移転について支援する制度を定め実施する。</u>		文言の一部修正	支援制度の内容は規則・要綱で規定
保全推進地域内の住宅移転支援→モノづくり推進地域内の住宅移転支援	第12条 市長は、 <u>保全推進地域内に居住する市民が、その敷地を事業用地として工場等に売却し転居する場合において支援する制度を定め実施する。</u>	第12条 市長は、 <u>モノづくり推進地域内に土地を所有する市民が、その敷地を事業用地として売却または貸し出し、東大阪市内のモノづくり推進地域以外に転居する場合において支援する制度を定め実施する。</u>		モノづくり推進地域内に土地・建物を所有し、居住する市民について、市内の住居地域等への移転を誘導するため。	移転誘導施策の支援内容は、規則・要綱で規定
環境対策支援	第13条 市長は、 <u>既存住宅と工場等の境界において、住宅の生活環境の保全、又は地域の豊かな環境の創造を目的として行われる環境対策について支援するものとする。</u>	第13条 市長は、 <u>モノづくり推進地域内の既存住宅と工場の境界において、住宅の生活環境の保全、又は地域の豊かな環境の創造を目的として行われる環境対策について支援するものとする。</u>			「境界の考え方」や「保全または創造を目的とした」の解釈について、規則で明記 支援制度の内容は、規則・要綱で規定
工場立地促進制度→工場立地促進支援	第14条 市長は、 <u>工業専用地域及び保全推進地域内へのモノづくり企業の新規立地、建て替えについて支援するものとする。</u>	第14条 市長は、 <u>工業専用地域及びモノづくり推進地域へのモノづくり企業の新規立地、建て替え、増築について支援するものとする。</u>		現行の立地促進補助制度においても増築を補助対象としており、当該制度とあわせた。	支援制度の内容は規則・要綱で規定